

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年7月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年7月23日(火) 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑 節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林 真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	非農地証明願いについて
議案第4号	栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更)について
議案第5号	栃木農業振興地域整備計画の変更について
議案第6号	栃木農業振興地域整備計画の変更(非農地証明見込地)について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第8号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の専決処理 の報告について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年7月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、6番小林真理子委員、7番柴賢一郎委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が5件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、境界線画定により贈与にて取得する申請です。

譲受人は、箱森町を中心に米を作付しています。

申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、星野町を中心に米・梅などを栽培しています。

申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町真名子を中心に米、野菜を作付しています。

申請地では、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番5番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。2筆を別々の所有者から購入するため、番号が別となっております。

譲受人は、藤岡町都賀・甲を中心に米・麦・果樹等の栽培を行っております。

申請地では、麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上5件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川田委員)

今回の北部調査委員長の16番川田です。

今回は私と8番平本委員、13番大谷委員の3名と事務局2名で、22日月曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が3件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(荒川委員)

今回の南部調査委員長の17番荒川です。
今回は、私と5番長委員、10番狐塚委員の3名と事務局2名で、19日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が2件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の4ページをご覧ください。

今回は、9件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅への転用です。地図は1ページです。

事業計画者は、現在市内の貸家に夫婦で居住しておりますが、手狭であることから住宅の建築を計画しました。持ち家を構えるにあたり、実家の隣地が売地となっていたため、親の面倒もみられる本地を申請地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、一般住宅への転用です。地図は2ページです。
事業計画者は、市内の貸家に夫婦で居住しておりますが、結婚に伴い将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。申請地は親の所有する土地であり、実家の隣接地を建築地として選定しました。
農地の区分は、土地改良施行区域の第1種農地ですが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。
取水は井戸水、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番は、作業用地への一時転用です。地図は3ページです。
事業計画者は、耐震補強工事に伴い、資材置場及び作業用地が必要であるため、一時転用の申請に至りました。東北自動車道の機能確保のため、橋梁の耐震補強を推進しており、今回近接部の補強を行うため、一時転用の申請に至りました。本地から道路への進入を予定している外、資材置場として利用し、工事期間が終了後、農地に復元する計画です。
農地の区分は、農用地区域内の農地ではありますが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当いたします。
取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、資材置場及び駐車場への転用です。地図は4ページです。
事業計画者は、鹿沼市で家具の製造販売を営む法人の代表者です。現在、鹿沼市にある資材置場・駐車場の賃貸契約解消に伴い、別の土地を探していたところ、自宅の近隣の本地を譲ってもらえることとなったため、資材置場及び駐車場として整備する計画に至りました。
農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域内の第3種農地であり、原則許可です。
取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

5番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。
事業計画者は、妻の実家宅地内の納屋の2階に夫婦2人で居住し

ております。1階部分が車庫兼納屋となっており、あまり居住環境が良くないことから、住宅の建築を計画しました。

現住居と同じ自治会内であり、妻の実家とも近く、今後も交流を継続出来ることから申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は井戸水、排水は農業集落排水、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番7番については、資材置場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、建築・土木・解体業を営む法人です。年々工事件数が増えるに伴い、重機や付属装置類、建築資材等も増えており、現在ある資材置場だけでは足りなくなり、新たに資材置場を整備する必要があります。事業所に近く、常時監視ができ、工事現場へ向かう資材等準備作業を効率良く出来ることから、申請地を事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、太陽光発電設備への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。脱炭素社会の実現のため、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、太陽光発電設備への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。申請地は高齢かつ後継者がいない方と相続人がおらず、相続財産管理人が所有又は管理しています。耕作が困難となっている農地を有効活用し、地域活性化に貢献するため、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は日当たりが良く、隣接地に影響を及ぼす可能性が低いことから、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上9件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(川田委員)

今回北部は、一般住宅が2件、駐車場及び資材置場が1件、高速道路工事用資材置場及び作業用地が1件、合計4件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(荒川委員)

今回南部は、一般住宅が1件、太陽光発電設備が2件、資材置場が2件、合計5件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。

	番号1番について、5番長委員お願いします。
長委員	5番長です。 事務局および調査委員長の説明のとおり、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。
議 長	番号2番について、11番田中委員お願いします。
田中委員	11番田中です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号3番について、9番渡邊委員お願いします。
渡邊委員	9番渡邊です。 事務局および調査委員長の説明のとおりです。耐震補強工事ということで、一時転用の許可願いです。特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号4番について、15番川嶋委員お願いします。
川嶋委員	15番川嶋です。 4番の案件ですが、現地を確認してきましたが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われします。ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号5番について、21番生澤委員お願いします。
生澤委員	21番生澤です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。
議 長	番号6番、7番について、13番大谷委員お願いします。
大谷委員	13番大谷です。 6番、7番の案件ですが、資材置場の拡張ということで、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われしますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長	番号8番について、3番五十畑職務代理者をお願いします。
五十畑職代	3番五十畑です。 8番の案件ですが、太陽光発電ということで、現地を確認してきました。事務局および調査委員長の説明のとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号9番について、12番山崎委員をお願いします。
山崎委員	12番山崎です。 9番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に議案第3号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	議案書の7ページをご覧ください。 今回は、4件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、地図は9ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は10ページです。

申請地は2筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、地図は11ページです。

申請地は27筆で、航空写真等により、平成15年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

4番については、地図は12ページです。

申請地は1筆で、航空写真等により、平成6年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま

す。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長
(川田委員)

今回北部は、3件の申請がありました。

いずれも20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長
(荒川委員)

今回南部は、1件の申請がありました。

20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな

いと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ここで地元委員の意見を伺います。
番号1番、2番、3番について、10番狐塚委員お願いします。

狐塚委員 10番狐塚です。
1番の案件ですが、敷地の一部が農地のため、是正の申請です。
2番3番の案件ですが、所有者が同一人なのでまとめて説明します。2番は自宅敷地が農地のため、3番は飲食店のまわりを駐車場で使用していた部分が農地のための是正の申請です。
事務局および調査委員長の説明のとおり特に問題ないと思われま
すので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号4番について、18番石塚委員お願いします。

石塚委員 18番石塚です。
4番の案件ですが、20年以上庭として使っていて、特に問題ない
と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり証明することにご異議ござい
ませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり証明することに決定
いたしました。

議長 次に、議案第4号「栃木市農業振興地域整備計画の変更（軽微な変
更）について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
す。

田沼主査 議案書の10ページをご覧ください。
今回は、3件の申請がありました。申請者・土地の表示等について

は記載のとおりです。

1番については、農業用倉庫のための申出です。地図は13ページです。

事業計画者は、尻内町において米の作付を行う農業者です。現在の自宅敷地内にある農業用倉庫にある稲乾燥機2台及び籾摺機1台により処理しておりますが、騒音、粉塵により隣家の苦情があることや、手狭であることから、新たな農業用倉庫の建築を計画しました。

申出地は道路を挟んだ近接地であり、隣家と距離が確保され迷惑をかけず、かつ自宅からも近いことを適地として事業計画地としました。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われれます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、農業用倉庫のための申出です。地図は14ページです。

事業計画者は、大塚町において稲作、畑作を営農する農業者です。現在の農作業道具、肥料、農作物を保管する農業用倉庫がないことから、自宅東の隣地に倉庫の建築を計画しました。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われれます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、農業用倉庫建築のための申出です。地図は9ページです。

事業計画者は、都賀町富張において畑作を営農する農業者です。隣接の宅地内に住宅を建替える際に、農業用倉庫等のある土地が農用地であることが分かったため、是正のための申出に至りました。すでに利用していることについては、申出者の始末書が添付されております。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われれます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長	ただ今の事務局の説明に関連して除外調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (五十畑職代)	<p>3番五十畑です。</p> <p>今回は、私と若色会長、高際職代の3名と事務局2名で、12日金曜日、書類審査及び現地調査を行いました。</p> <p>それでは、調査の結果を報告いたします。</p> <p>今回は3件の申出がありました。農業用倉庫が3件です。</p> <p>書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様 の慎重なご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑にはいります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
荒川委員	<p>17番荒川です。</p> <p>議案第6号と関連するのですが、農業振興地域整備計画の変更の軽微な変更と、除外の違いは何ですか。面積が関係するのですか。基準を教えてください。</p>
田沼主査	<p>軽微な変更は、面積は関係なく、農業用施設への転用のための手続きです。農用地域からは除外せず、引き続き農用地域として管理され、農地から農業用施設用地に用途変更するものです。目的外には転用出来ません。</p> <p>除外は、農業用施設以外への転用のため、農用地域から外す手続きとなります。面積は関係ありません。</p>
議長	<p>他にございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	異議なしと認め、議案第4号について本委員会は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議長	次に議案第5号「栃木市農業振興地域整備計画の変更について(除

外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田沼主査

議案書の12ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、一般住宅のための申出です。地図は16ページです。

事業計画者は、小山市内のアパートに家族4人で居住しておりますが、子供達が成長してきて現在居住するアパートが手狭であることから、夫婦の両親が居住する栃木市で住宅の建築を計画しました。夫婦の両親に相談したうえで幼稚園や小学校に近いことを条件に検討したところ、妻の父が所有する農地を提供しても良いと返事を貰えたこともあり、今回の申出地が適地と判断しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、駐車場のための申出です。地図は17ページです。

事業計画者は、溶接会社に勤める傍ら、個人事業主として溶接業を営んでおります。溶接に使用する資材を現在は勤務先の片隅や作業現場先に保管しておりますが、作業現場での保管は盗難やいたずらの被害もあり、常に在庫を多く持てず、作業効率が悪い状況が続いてます。

防犯上の観点から自宅周辺に資材置場があることが望ましいことから申出地での事業計画に至りました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。いずれも、除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外事前調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
(五十畑職代)

今回は、2件の申出がありました。

一般住宅が1件、資材置場が1件です。

書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様
の慎重なご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、本委員会は「意見なし」として回答すること
にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第5号について本委員会は「意見なし」として
回答することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第6号「栃木市農業振興地域整備計画の変更（非農地証
明見込地）について（除外）」を議題とします。事務局より議案の説
明をお願いします。

田沼主査

議案書の14ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等につい
ては記載のとおりです。

1番については、地図は18ページです。

このたび、納屋の建替えに伴い土地の地目整理をしていたところ、
申出地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正
の申出です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。農振除外後は非農地証明の申請がなさ
れると思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結
果をお願いします。

除外調査委員長
(五十畑職代)

今回は、1件の申出がありました。
20年以上宅地として利用されてきたことを理由としておりま
す。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でな
いと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員
の皆様のご慎重なご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、本委員会は「意見なし」として回答すること
にご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第6号は「意見なし」として回答することに
決定いたしました。

議 長

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積
計画の策定（利用権の設定）について」を議題とします。新規、再設
定併せて32件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ござい
ませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定
いたしました。

議 長

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積
計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興
公社に関する1件2筆、約20aであります。事務局の説明は省略し
ます。

- 議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第3号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
- 議 長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(発言なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年7月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時31分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (小 林)

署名委員 _____ (柴)